

正誤表	2019-2020 年版 みんなが欲しかった！ FPの問題集 3級
------------	--

8325

本書において下記のとおり、誤りがございました。

内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、増刷の場合は、すでに下記正誤が反映されている場合もございます。ご了承ください。

TAC出版

頁	訂正箇所	誤	正
解答 20	下から 3行目	下の行に入る文字が上の行の文字に重なっている個所がありました。 大変申し訳ございません。本正誤表2枚目のPDFに差し替えてご利用ください ますようお願いいたします。	

以上

◆振替加算

…加給年金が打ち切られる代わりに配偶者の生年月日に応じた金額が配偶者の老齢基礎年金に加算される(配偶者が昭和41年4月7日以前生まれの場合に限る)

◆在職老齢年金の減額調整

60歳台前半(60歳~64歳)

給与等 + 年金月額 > 28万円 のとき

→年金額が減額調整される

60歳台後半(65歳~69歳)

給与等 + 年金月額 > 47万円 のとき

→年金額が減額調整される

70歳以降

60歳台後半と同じ

ただし、年金保険料の納付はなし

障害給付

◆障害基礎年金

受給要件

- ☆ 初診日に国民年金の被保険者であること(または国民年金の被保険者であった人で60歳以上65歳未満で、国内に住んでいること)
- ☆ 障害認定日(初診日から1年6カ月以内で傷病がなおった日、または傷病がなおっていない場合は1年6カ月を経過した日)に障害等級1級、2級に該当すること

保険料納付要件

【原則】

保険料納付済期間+保険料免除期間 が全被保険者期間の $\frac{2}{3}$ 以上あること

【特例】

原則の要件を満たさない人は、直近1年間に保険料の滞納がなければOK